# 一管区水路通報第44号

令和7年11月14日 第一管区海上保安本部 \_\_\_\_\_\_ 第760項 北海道南岸 函館港付近~苫小牧港付近・・・海洋調査 第761項 北海道南岸 恵山岬北西方・・・・・・・魚礁設置作業 内浦湾・・・・・・・・・灯台について 第762項 北海道南岸 第763項 北海道南岸 釧路港南東方・・・・・・・武器発射試験 第764項 北海道南岸 根室港・・・・・・・・・水難救助訓練 第765項 北海道東岸 第766項 北海道東岸 知床岬付近・・・・・・・射撃訓練等 第767項 北海道北岸 能取岬北方~宗谷岬東方・・・海洋調査 能取岬西方・・・・・・・灯台について 第768項 北海道北岸 サロマ湖・・・・・・・・灯台について 第769項 北海道北岸 紋別港・・・・・・・・水路測量 第770項 北海道北岸 第771項 北海道西岸 野寒布岬西方~積丹岬西方・・・海洋調査 天塩港・・・・・・・・・掘下げ作業 第772項 北海道西岸 天売島及び焼尻島・・・・・トド駆除作業 第773項 北海道西岸 小樽港・・・・・・・・・雪処理作業 第774項 北海道西岸 岩内港・・・・・・・・水路測量 第775項 北海道西岸 第776項 北海道西岸 岩内港南西方・・・・・・・・AIS信号所等設置(位置変更) 奥尻島付近~白神岬西方・・・海洋調査 第777項 北海道西岸 第778項 北海道西岸神威岬南方~北海道南岸函館港付近・・海洋調査 \_\_\_\_\_

お知らせ

○令和7年12月1日から、苫小牧港の新たな運用が始まります。 詳細は10ページ以降をご確認ください。

\_\_\_\_\_\_

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先 第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係 〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階) TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

○ 船舶交通安全のための情報提供について 海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

#### 「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶 交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週1回又は随 時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html

#### 「航行警報」

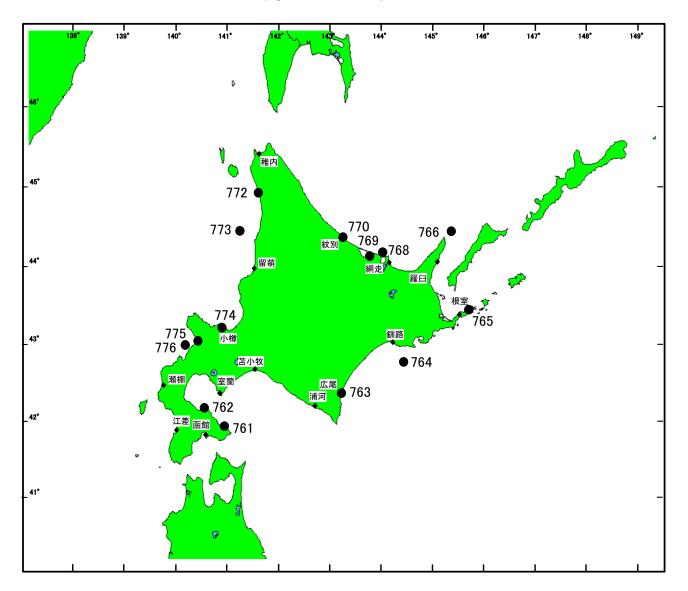
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語	無線電話
			英語	インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語	自動受信方式
			英語	インターネット
NAMADDA WI				通信衛星による
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	自動受信方式、
加1丁晉報				インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navareal1.html

# 索引図



- ※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。
- ●印で表現できない広範囲に及ぶ760,767,771,777,778項については各項を参照ください。

7年760項 北海道南岸 - 函館港付近~苫小牧港付近 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年11月26日~12月1日

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 42-30-29N 142-00-00E (岸線上)

(2) 42-20-00N 142-00-00E

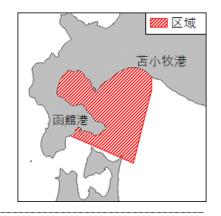
(3) 41-20-00N 141-40-00E

(4) 41-42-18N 140-31-49E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W43

出 所 函館水産試験場



7年761項 北海道南岸 - 恵山岬北西方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和8年3月10日まで

区 域 下記2地点付近

(1) 41-53. 9N 141-00. 8E

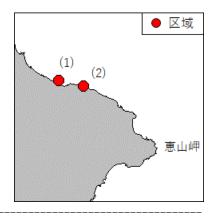
(2) 41-53.5N 141-03.4E

備 考 (1)アルガーリーフ型 (高さ 1.5m、12 基) を設置

(2)アルガーリーフ型(高さ1.5m、30基)を設置

海 図 W17-W10-JP10

出 所 第一管区海上保安本部



7年762項 北海道南岸 - 内浦湾、砂埼 灯台について

下記灯台は、改修工事に伴う白色養生シート設置により灯塔が見え難くなっている。

期 間 令和7年11月下旬~令和8年2月下旬

灯台名称 砂埼灯台

位 置 42-08.2N 140-42.7E

海 図 W17

参照書誌 411 0046番

出 所 第一管区海上保安本部



7年763項 北海道南岸 - 十勝港東方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和7年11月21日 1000~1200

区 域 42-17.0N 143-36.0E

を中心とする半径1海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗を掲揚

海 図 W1034-JP1034

出 所 広尾海上保安署



7年764項 北海道南岸 - 釧路港南東方 武器発射試験

下記区域で、巡視船による武器発射試験が実施される。

令和7年12月11日(予備日12日)0800~2400

区 42-39-06N 144-30-24E

を中心とする半径5海里の円内海域

W 2 6 -W 1 0 3 2 - I P 1 0 3 2 海 义

出 所 第一管区海上保安本部



北海道東岸 - 根室港 7年765項 水難救助訓練

下記区域で、ゴムボート等による水難救助訓練が実施される。

令和7年11月18日、19日 0900~1630

区 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-20-45. 2N 145-34-55. 0E (岸線上)

(2) 43-20-44.5N 145-34-51.9E

(3) 43-20-41. 9N 145-34-53. 2E

(4) 43-20-42.7N 145-34-56.3E (岸線上)

海 W 2 4 (根室港)

出 所 根室港長



北海道東岸 - 知床岬付近 7年766項 射擊訓練等 下記区域で、巡視船艇による射撃訓練及び照明弾発射訓練が実施される。

令和7年11月27日 (予備日28日) 0830~2400

区 44-25. 3N 145-32. 5E

を中心とする半径5海里の円内

訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯 備

警戒船配備

海 义 W42

出 所 根室海上保安部



北海道北岸 - 能取岬北方~宗谷岬東方 7年767項 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

令和7年11月27日~12月12日

区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 45-31.3N 141-56.2E (岸線上)

(2) 45-31. 1N 142-09. 8E

(3) 45-30. 1N 142-49. 8E

(4) 45-10.1N 143-49.8E

(5) 45-08. 1N 144-19. 8E

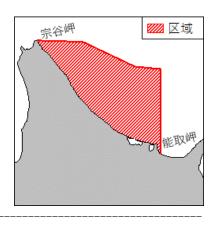
(6) 43-57.9N 144-19.8E (岸線上)

考 停船して観測機器を垂下する 備

海 义 W 3 7

出 所 稚内水産試験場





7年768項 北海道北岸 - 能取岬西方 灯台について

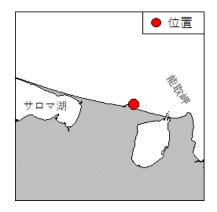
下記灯台は、改修工事に伴う白色養生シート設置により灯塔が見え難くなっている。

期 間 令和7年11月17日~12月下旬

灯台名称 常呂港北防波堤灯台 位 置 44-07.6N 144-06.3E

海 図 W1039

参照書誌 411 0408番 出 所 第一管区海上保安本部



7年769項 北海道北岸 - サロマ湖 灯台について

下記灯台は、改修工事に伴う水色養生ネット設置により灯塔が見え難くなっている。

期 間 令和7年11月17日~12月下旬

位 置 44-05.6N 143-55.7E

海 図 W1039

参照書誌 411 0409.5番 出 所 第一管区海上保安本部



7年770項 北海道北岸 - 紋別港 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和7年11月14日~令和8年1月14日のうち2日間

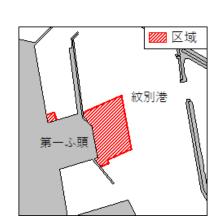
区 域 1 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 44-20-57.7N 143-21-39.3E (岸線上)
- (2) 44-20-59. 7N 143-21-45. 8E
- (3) 44-20-52. 8N 143-21-47. 6E
- (4) 44-20-51. 4N 143-21-43. 3E
- (5) 44-20-51. ON 143-21-43. 5E
- (6) 44-20-50.5N 143-21-42.0E (岸線上)
- 2 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
  - (7) 44-20-57. 2N 143-21-32. 2E (岸線上)
  - (8) 44-20-57. 6N 143-21-33. 7E
  - (9) 44-20-56.5N 143-21-34.1E (岸線上)

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W29(紋別港)

出 所 第一管区海上保安本部



7年771項 北海道西岸 - 野寒布岬西方~積丹岬西方 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年11月27日~12月12日

区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-12.5N 141-17.5E (岸線上)

(2) 43-30. 1N 140-59. 8E

(3) 43-30. 1N 138-59. 8E

(4) 45-30. 1N 139-39. 8E

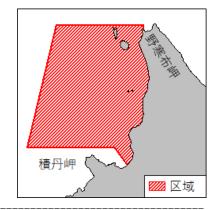
(5) 45-30. 1N 141-39. 8E

(6) 45-27. ON 141-39. 8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W41

出 所 稚内水産試験場



7年772項 北海道西岸 - 天塩港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和7年12月1日~令和8年2月27日 日出~日没

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 44-52-17.6N 141-44-06.4E

(2) 44-52-18. 3N 141-44-09. 8E

(3) 44-51-56. ON 141-44-05. 3E

(4) 44-51-55. 3N 141-44-01. 9E

備 考 警戒船配備

作業区域は、浮標で標示

海 図 W40A(天塩港)

出 所 稚内海上保安部



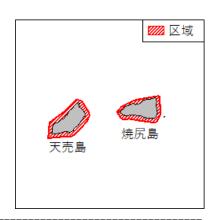
7年773項 北海道西岸 - 天売島及び焼尻島 トド駆除作業 図に示す区域で、作業船によるトド駆除作業(銃器使用)が実施されている。

期 間 令和8年6月30日まで日出~日没

備 考 警戒船配備

海 図 W40B

出 所 留萌海上保安部



7年774項 北海道西岸 - 小樽港、第2区 雪処理作業 図に示す区域で、雪処理作業が実施される。

期 間 令和7年12月1日~令和8年3月31日日出~日没

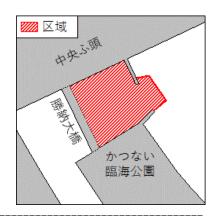
備 考 区域内に流雪防止柵が設置される

流雪防止柵は黄色灯(毎4秒に1せん光)付浮標で標示 流雪防止柵の設置及び撤去時は、潜水作業を伴う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W 5

出 所 小樽港長



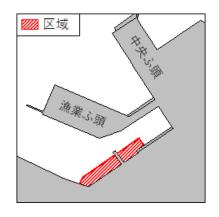
7年775項 北海道西岸 - 岩内港 水路測量

図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和7年11月17日~12月7日 日出~日没

海 図 W39(岩内港)

出 所 小樽海上保安部



\_\_\_\_\_\_

7年776項 北海道西岸 - 岩内港南西方 AIS信号所等設置(位置変更)

一管区水路通報7年43号756項削除

下記のとおり、観測施設及びAIS 信号所が設置されている。

撤去予定日 令和8年10月30日

名 称 JMC 岩内沖海洋観測施設 AIS 信号所

位 置 42-56-30N 140-19-27E

海上移動業務識別 994311584

電波の型式、周波数及び空中線電力 F1D 161.975MHz 12.5W、F1D 162.025MHz 12.5W

電波の発射時間 常時

有効利用区域 半径約 11 海里の円内の海面

備 考 観測施設(塗色、黄色)はレーダー反射器及び灯(毎10秒にU)で標示

海 図 W11-JP11-W28-JP28

出 所 第一管区海上保安本部



7年777項 北海道西岸 - 奥尻島付近~白神岬西方 海洋調査

下記区域で、調査船「白鳳丸(4,073t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年12月4日~12日

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域(陸域を除く)

(1) 42-08. 1N 140-00. 0E

(2) 41-18. ON 140-00. OE

(3) 41-18. 0N 139-00. 0E

(4) 42-08. 1N 139-00. 0E

備 考 調査中、ストリーマーケーブル(長さ約1,200m)をえい航

停船して観測機器を垂下する

海 図 W43

出 所 海洋研究開発機構



下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年12月4日~14日

区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 41-46.4N 140-46.2E (岸線上)

(2) 41-00. 2N 139-59. 8E

(3) 41-30. 2N 137-59. 8E

(4) 42-30. 1N 137-59. 8E

(5) 43-00.1N 138-59.8E

(6) 43-00.2N 140-31.6E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W43-W1154

出 所 函館水産試験場



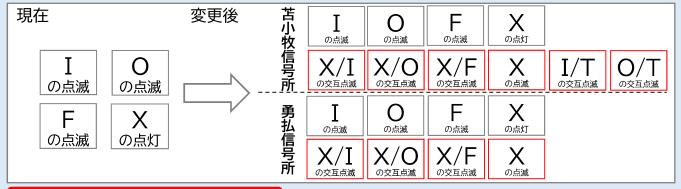
# 苫小牧港長からの大切なお知らせ

船舶交通の安全性の向上のため、令和7年12月1日から 苫小牧港の新たな運用が始まります。



# 新しい信号の追加

苫小牧港の各水路内において、船舶の見合い関係の解消や次の信号予告のため、6種類の信号を新たに運用します。 赤枠:新たに追加となる信号



## X/I X/O X/F の交互点滅

Xの点灯から交互に点滅されている信号へ変わることを伝える予告信号 この信号が表示されると、水路外にある総トン数500トン未満の入出航船は入 出航可能となります。

#### Xの点滅

Xの点灯に変わることを伝える予告信号 この信号が表示されると水路への進入や岸壁等からの離岸が禁止となります。

### I/T O/T の交互点滅

苫小牧水路内の移動船舶に関することを伝える信号

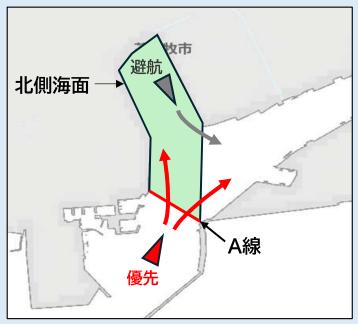
I/T が表示されると、入航と北側海面から第一区への移動が可能となり、

O/T が表示されると、出航と第一区から北側海面への移動が可能となります。

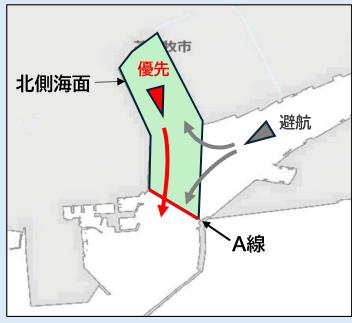
※苫小牧信号所及び勇払信号所の信号に従わなかった場合、港則法第38条違反となり、3か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

## 特定航法

危険な見合いを避けるため、南ふ頭南端から百十九度三十分に引いた線を「**A線」**、A線以北の第二区を「**北側海面**」とし、北側海面に出入りする水路内移動船と入出航船との間に特定航法(優先関係)を定めました。



北側海面から第一区への移動船と港外からの入航船が出会うおそれのある場合、港外からの入航船を優先して下さい。



第一区から北側海面への移動船又は港 外への出航船と北側海面から港外への 出航船が出会うおそれのある場合、北側 海面から港外への出航船を優先して下 さい。

※両船とも総トン数500トン以上に限る

## 事前通報

苫小牧水路又は勇払水路を入出航しようとする総トン数500トン以上の船舶は、苫小牧港長への事前通報が必要となります。

#### 通報事項

- ・船名
- ・総トン数及び長さ
- ・当該水路を航行する予定時刻
- ·連絡手段
- ・停泊予定の係留施設

### 通報日時

苫小牧水路又は勇払水路を入出航する予 定の前日午後4時まで

### 通報事項の変更について

変更事項があれば随時連絡すること



第一管区海上保安本部室蘭海上保安部 苫小牧海上保安署

住 所 〒053-0004 北海道苫小牧市港町1丁目6-15 電話番号 0144-33-0118(代表)

#### ○苫小牧信号所の管制信号は、下表のとおり変更される。「令和7年12月1日運用開始」

対象海域: 苫小牧水路 (中央南ふ頭西岸壁 (42°38.6′N 141°40.0′E) 西端から353 度に陸岸まで引いた線以西の第1 区及び第2区)

	区及び第2区) 
信号の方法	信号の意味
Iの文字の点滅	・入航船は、入航可
	・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機
	・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
	・出航船は、出航可、ただし、第一区から北側海面に向かう総トン数 500 t 以上の船舶(A線を横切
	って出航するものを除く。)及び北側海面から第一区に向かう総トン数 500 t 以上の船舶は、運航を
Oの文字の点滅	停止して待機
	・総トン数 500 t 以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待機
	・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
	・総トン数 500 t 以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待機
Fの文字の点滅	・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機
	・総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
	・水路内において航行中の入出航船は入出航可
	│ │・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航
XとIの文字の	船の進路を避けて待機
交互点滅	  ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
	・信号が、まもなくIの文字の点滅に変わる
	・水路内において航行中の入出航船は入出航可
	・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航
XとOの文字の	船の進路を避けて待機
交互点滅	・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
	・信号が、まもなく〇の文字の点滅に変わる
	・水路内において航行中の入出航船は入出航可
	・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航
XとFの文字の	船の進路を避けて待機
交互点滅	・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
	・信号が、まもなくFの文字の点滅に変わる
	・入航船は、入航可
I とTの文字の	・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機、ただし、北側海面から第一区に向かう船舶
交互点滅	は出航可
Z I MIM	・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
OとTの文字の 交互点滅	・出航船は、出航可、ただし北側海面から第一区に向かう総トン数 500 t 以上の船舶は運航を停止し
	て待機
	・総トン数 500 t 以上の入航船は水路外において、出航船の進路を避けて待機、ただし、第一区から
	北側海面にある岸壁に向かう船舶は入航可
	・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
Xの文字の点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可
	・水路外にあいて加引中の八面加船は八面加明 ・水路外にある入航船は、水路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待機
	・ 小崎かにある人 加脂は、 小崎かにおいて、 小崎的において加打中の 田 加脂の 連路を 連げて 付機 ・信号が、 まもなく X の文字の 点灯に変わる
Voto	
Xの文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止

#### ○勇払信号所の管制信号は、下表のとおり変更される。「令和7年12月1日運用開始」

対象海域:勇払水路(苫小牧水路を除いた第1区)

信号の方法	信号の意味	
Iの文字の点滅	・入航船は、入航可	
	・総トン数 500t以上の出航船は、運航を停止して待機	
	・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可	
	・出航船は、出航可	
〇の文字の点滅	・総トン数 500 t 以上の入航船は、運航を停止して待機	
	・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可	
	・総トン数 500 t 以上の入出航船は、運航を停止して待機	
Fの文字の点滅	・総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可	
	・水路内において航行中の入出航船は入出航可	
	・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航	
XとIの文字の	船の進路を避けて待機	
交互点滅	・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可	
	・信号が、まもなくIの文字の点滅に変わる	
	・水路内において航行中の入出航船は入出航可	
V l. O の大庁の	・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航	
XとOの文字の	船の進路を避けて待機	
交互点滅	・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可	
	・信号が、まもなくOの文字の点滅に変わる	
XとFの文字の 交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可	
	・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航	
	船の進路を避けて待機	
	・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可	
	・信号が、まもなくFの文字の点滅に変わる	
Xの文字の点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可	
	・水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機	
	・信号が、まもなくXの文字の点灯に変わる	
Xの文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止	